

司法書士

---

2019年度司法書士筆記試験  
徹底検証会③

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 194625

SU19462



## 平成31年度（2019年度）司法書士筆記試験 徹底検証会 <午後の部・記述式>

### はじめに

皆さん、本試験お疲れ様でした。

皆さんの力が十二分に発揮され、良い結果がもたらされますよう、心から願っております。

さて、皆さんご存知のとおり、本試験の記述式問題については、正解が公表されることもなく、また、採点基準も明らかとされていないため、どこを合わせれば何点もらえるのか、基準点は何点になるのか、等については、大変予測が難しい部分があります。

ただ、本レジュメでは、あえて配点予想をしてみました。これは、LEC独自の採点基準ではなく、本レジュメ制作者が個人的に想定した採点基準です。したがって、本レジュメに沿って自己採点していただくとともに、併せて、LECの「記述式再現答案無料添削」のお申込みをしてください。両方の平均値を採ることで、より精度の高い予想ができることと考えます。

また、記述式問題においては、絶対的な正解というものがわからない部分もありますので、本検証会においてお話をさせていただく内容にも、担当講師による個人的な見解が含まれている場合もございますので、その点につきましては予めご了承くださいませ。

### 本年度記述式問題の印象

本年度の記述式問題は、両登記法を通じて、時間が十分にあれば、かなり精度の高い答案を作成できる内容の問題であったという印象を受けています。ということは、記述式が満足に出来なかった場合の最大の要因を挙げるとするならば、択一式が相当時間を要する内容であったため、択一式で時間を取られ記述にあまり時間を割けなかったということになるのかと感じております。

## 1. 総評

平成31年度（2019年度）たる本年度の司法書士試験午後記述式問題については、全体的な難易度としては、平成30年度の記述式問題と同等レベルであったように感じている。また、第36問（不動産登記法）、第37問（商業登記法）ともに、非常にバランスのとれた良問であったという印象を受けている。過去には、時として、実務におけるレアケースが題材とされるようなこともあったが、昨年度、本年度ともに、オーソドックスな内容であるにもかかわらず、十分に受験生の実力を測ることもできる内容となっており、好印象を受けている。

また、数年前までであれば時間的に解答するのが無理であろうという記述式問題も散見されたところ、平成30年度、平成31年度（2019年度）の記述式問題については、受験生の負担面においても相当程度考慮がされた内容となってきた。

さらに、平成30年度の第37問については、社外監査役の判断が難解であり、それに伴い監査役会設置会社の設置の可否についても判断を誤るという連鎖的な失点を生じる部分があったが、本年度の第37問では、合併に伴い増加する発行済株式数の算定が難解であったところ、それに伴い連鎖的に失点を重ねるような部分はなく、出題の工夫が見られるところである。申請会社の定款についても、従前であれば定款のほぼ全文が提示され問題と直接関係のない定めも読まなければならなかったところ、本年度は問題に直接影響する定めを抜粋にとどめられていたことは、受験生の負担軽減につながることであった。

記述式問題の制作は、我々予備校講師であっても困難を極めるところがあるが、昨年度、本年度とバランスのよい良問が出題され、また、受験生の負担面においても相当程度考慮がされた内容となっており、この点、試験委員の先生方には敬意を表するところである。

ただ、平成31年度（2019年度）は午後択一式問題の難易度が高かったため、こちらに相当程度時間を費やさなければならない結果、やはり全体的な時間的問題から、記述式問題で実力を発揮できなかった受験生が相当数いたものと思われる。今後もより一層、3時間という制限時間内で択一式35問及び記述式2問を解かなければならないという受験生の負担面に考慮をいただき、択一式及び記述式を通じて、受験生が十二分に学習成果を発揮できるような試験内容により一層改善されていくことを期待するところである。

先般、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案が衆議院において全会一致で可決成立したところであるが、司法書士及び土地家屋調査士についてそれぞれその専門職者としての使命を明らかにする規定が設けられるとともに、当該法律案に対する附帯決議においては、政府は本法の施行に当たり「空き家や所有者不明土地問題等の諸課題の解決に当たっては、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見や財産管理、筆界確定等についてのこれまでの実績に鑑み、その積極的な活用を図ること」について格段の配慮をすべきであるとされている。このような時代背景のもと、平成30年度第36問において数次相続を題材としていたにも関わらず、本年度もあえて昨年度と題材的に重複することとなる数次相続が思い切って出題されたことについては、大変喜ばしくまた誇らしいことでもあった。

## 2. 第36問 不動産登記法

### 【第1欄について】

第1欄(1)は「事前通知制度の具体的手続」を問う内容、第1欄(2)は「事前通知制度の代替手段」を問う内容であり、本試験の記述式問題において目新しい題材であった。

昨今話題となっていた地面師事件において、本人なりすましの手段として、「公証人による本人確認制度」が利用されていたと囁かれており、この事件に影響を受けた出題であったのではないかと推測している。

ただ、出題の背景がいずれにあったにせよ、これから司法書士としての活躍が期待される受験生に対して、本人確認手続についての理解やその重要性を問うこと自体は、非常に有意義であったと感じている。

### 【第2欄について】

依頼者から聴取した内容の冒頭部分で「甲区分建物は、(中略)、両親が住んでいましたが、今は誰も住んでおらず空き家の状態です。今後、使う見込みもないので売却に向けた準備をしています。」とあり、こちらは昨今社会問題化している空家問題を彷彿とさせる内容である。

解答が求められた登記の申請書については、昨年度に引き続き2年連続で数次相続が題材とされていた。ただ、本年度の相続関係は昨年度の相続関係よりも判断が容易であったと考えられるとともに、平成28年3月2日法務省民二第154号民事局民事第二課長通知(1人遺産分割協議証明書方式)を明らかに意識した相続関係であったとも言える。

抵当権の抹消の登記も題材となっていたが、金融機関から受領していた抹消書類を紛失したため再発行を依頼するという、実務でも見受けられる題材を通じて、事前通知制度に対する理解を問う内容となっていた。

登録免許税額については、建物、敷地権、合計と解答欄が区分された珍しい形式となっていたが、計算に時間を要するため、定額の場合を除けば、受験テクニク的には後回しにすべきところであった。

### 【第3欄について】

敷地権付き区分建物に関する登記の効力について、不動産登記法第73条(敷地権付き区分建物についての所有権又は担保権に係る権利に関する登記は、敷地権である旨の登記をした土地の敷地権についてされた登記としての効力を有する。)の理解を問う問題である。

変に裏読みをせず、素直に単純に考えれば、解答が多少おぼつかない表現になったとしても、正解にたどり着くことはできたであろう。

### 【第4欄について】

根抵当権登記名義人について住所の変更が生じており、次に、根抵当権の極度額の増額による変更契約がされていた。この2件については、特に複雑な事実関係もなく、ミスなく点数をかせぎたかったところである。ただし、株式移転に係る事実関係が示されていたことか

ら、これが不動産登記に影響すると判断してしまった場合には、失点につながってしまったかもしれない。

次に、有限会社とその取締役との間における売買による所有権移転の登記が題材とされていた。別紙6の「売買契約書」には所有権移転の時期に関する特約があるものの、その特約に係る売買代金の支払いについては当該売買契約書から読み取ることができない。したがって、別紙6の「売買契約書」はこれだけでは登記原因証明情報としての適格性を欠くこととなり、添付情報の解答に際しては、「ソ（売買の事実を証するもの）」とすべきであった。また、有限会社とその取締役との間における売買について会社法第356条所定の株主総会の承認を要することから、添付情報の解答に際して、「タ（有限会社KM設計のもの）」を要することになる。以上2点の添付情報がポイントになるところであろう。

### 3. 第37問 商業登記法

#### 【第1欄について】

株式の分割とそれに伴う発行可能株式総数の変更については、平成18年度第37問において、現に二以上の種類株式を発行しているため取締役会の決議により発行可能株式総数を増加することができない旨の出題があったが、本年度は取締役会の決議により発行可能株式総数を増加することができる旨の出題となっていた。

役員の変更に関しては、取締役Hの選任について、株主の途中退席によって株主総会の必要な定足数が満たされているか否かの判断が問われていた。代表取締役である取締役Aの死亡については、代表取締役資格についても「資格喪失により退任」ではなく「死亡」を退任事由とすべき点がポイントである。また、取締役3名のうち、代表取締役が死亡した場合に、残り2名の取締役により取締役会を開催して後任代表取締役を選定することの可否についても論点とされていた。

本年度は、就任承諾を証する書面につき、資格及び氏名を特定して記載すべき旨の指示がなされていたので、当然この指示に従って解答をする必要がある。おそらく、これまでは同書面につき受験生によって解答方法が区々であり添削に苦慮したため、このような指示が入ったものと思われる。

吸収合併については、両当事会社ともに種類株式発行会社ではない非公開会社であり、また、株券提出手続や新株予約権の承継等も伴わないもので、比較的シンプルな内容であったと言える。ただ、消滅会社の株主が吸収合併存続会社又は吸収合併消滅会社であるときは当該株主に対しては合併対価が交付されないことは気付きにくい論点であり、合併により増加する発行済株式の数の算定については難問であったと言える。

#### 【第2欄について】

株主リストに記載すべき株主の氏名又は名称を問うものであり、本試験の記述式問題においては目新しい出題内容であった。吸収合併消滅会社の株主リストについては作成者を消滅会社の代表者とすべきか存続会社の代表者とすべきかという問題点はあるものの、添付書面として必要であることには違いがないため、消滅会社の株主リストに記載すべき株主の氏名又は名称をも含めて解答すべきところである。本欄については、A、B、C、H、Iの5名を完答することは容易でなかったかもしれない。

#### 【第3欄について】

役員の変更に関して、取締役Fについては、補助開始の審判又は辞任のいずれが退任事由となるのが問われていた。代表取締役である取締役Bについては、事業年度変更後の定款規定が適用されることとなり、それによる任期計算が問題となっていたが、これについては判断ができた受験生とそうでない受験生に分かれているものと思われる。監査役Pについては、監査役監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止したことによ

り退任することの判断が求められ、取締役Jについては、社外取締役の要件を満たしているものの、社外取締役が登記事項となるか否かの判断が求められていた。

大会社には会計監査人の設置義務がある旨は平成23年度第37問でも出題されている。また、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止とこれに伴い監査役が退任する旨は平成28年度第37問でも出題されている。後者については、同定款の定めの設定の出題も予想されたところではあったが、平成28年度に引き続き同定款の定めを廃止が出題された。

#### 【第4欄について】

吸収合併により資本金の額が増加した結果、平成31年3月28日開催の定時株主総会以後スター株式会社は大会社となるが、これにより会計監査人の設置義務が発生するとともに、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを置くことができなくなる。当初スター株式会社が作成していた株主総会招集通知の案には、上記必要となる議案が欠けていたことから、司法書士が当該案を追加することを助言したという内容であった。



## 第36問 不動産登記法 記述式

### 第1欄(1)

計2.0点

<p><u>登記義務者である株式会社ひだまり銀行に対し</u>，当該申請があった旨及び当該申請の<u>内容が真実であると思料するときは法務省令で定める期間内に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨が書留郵便等により通知される。</u></p>	2.0
---	-----

表現方法はいろいろあるとして、下線部の内容が書けていれば、大きく減点されることはないものと考えられる。

### 第1欄(2)

計1.0点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>資格者代理人</u>による<u>本人確認</u>情報を提供する方法</li> </ul>	0.5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>公証人</u>による<u>本人確認</u>の認証による方法</li> </ul>	0.5

若干の表現の違いについては、減点されることはないものと考えられる。

### 【検討】 事前通知制度等

第1欄(1)は「事前通知制度の具体的手続」を問う内容、第1欄(2)は「事前通知制度の代替手段」を問う内容であり、本試験の記述式問題において目新しい題材であった。

昨今話題となっていた地面師事件において、本人なりすましの手段として、「公証人による本人確認制度」が利用されていたと囁かれており、この事件に影響を受けた出題であったのではないかと推測することができる。

ただ、出題の背景がいずれにあったにせよ、これから司法書士としての活躍が期待される受験生に対して、本人確認手続についての理解やその重要性を問うこと自体は、非常に有意義であったと感じている。

## 第2欄(1) 相続の登記

計5.0点

登記の目的		所有権移転					0.5	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成24年7月21日相続					0.5	
	上記以外の申請事項等	相続人(被相続人 甲山一郎) 持分2分の1 亡甲山友子 上記相続人甲山大介 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">論点1</span> 2分の1 甲山大介					0.5★1	
添付情報		ア(甲山一郎の法定相続人を特定できる戸籍謄本等)					0.5	
		イ(甲山友子の法定相続人を特定できる戸籍謄本等) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">論点1</span>					0.5	
		ウ(甲山一郎の住民票の除票) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">論点2</span>					0.5	
		エ(甲山友子の住民票の除票)					0.5	
		オ(甲山大介の住民票の写し)					0.5	
登録免許税額 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">論点3</span>		建物	金1万 8,000円	敷地権	金1万 8,960円	合計	金3万 6,900円	1.0★2

★1 枠内完登で0.5点

★2 1枠誤りごとに-0.5点(減点の結果0.0点となった場合はそれ以上の減点はしない)

論点1 甲山友子名義への相続登記については、法62条(一般承継人による申請)の方式によることになり、本解答は甲山友子の相続人である甲山大介が申請する場合の記載例である(令3条11号ロ)。この場合、その相続を証する情報の提供を要する(令7条5号イ)。

論点2 「被相続人の同一性を証する情報」として提供する。

論点3 甲区分建物の課税価格 450万円  
乙土地の敷地権価格 384万円(3200万円×600分の72)  
丙土地の敷地権価格 180万円(1500万円×600分の72)  
甲区分建物に係る登録免許税 1万8,000円  
乙土地敷地権に係る登録免許税 1万5,360円  
丙土地敷地権に係る登録免許税 3,600円(税率1000分の2)

【検討】 法 62 条（一般承継人による申請）の方式によることの要否

「上記以外の申請事項等」について、以下のように、甲山大介が甲山友子の相続人である旨の記載がない〔解答例〕はどうであろうか。

〔解答例 1〕

上記以外の 申請事項等	相続人（被相続人 甲山一郎） 持分 2 分の 1 甲山友子 （申請人） 2 分の 1 甲山大介
----------------	---

〔解答例 2〕

上記以外の 申請事項等	相続人（被相続人 甲山一郎） 持分 2 分の 1 甲山友子 2 分の 1 甲山大介
----------------	---

甲山大介が民法第 252 条但書の保存行為として相続人全員名義への相続登記を申請することは可能であり、誤りではないと考えられる。

ただし、この場合、「添付情報」として、イ（甲山友子の法定相続人を特定できる戸籍謄本等）の提供が不要となるため、イの記載がないことを条件として、配点を受けることができるものと考えられる。

なお、上記〔解答例〕の場合、甲山友子（の相続人甲山大介）は登記の申請人とはなっていないこととなるため、甲山友子名義の登記識別情報の通知がされないという差異が生じる。ただ、後件で甲山友子の持分についても相続登記を申請することから、甲山友子名義の登記識別情報の通知を受ける必要性は乏しく、上記〔解答例〕の方法も不自然ではない。

実務では、甲山友子名義の登記識別情報の通知の希望について、甲山大介に確認した上で、登記の申請方法及び添付情報を検討することになる。

## 【検討】 被相続人の同一性を証する情報について

## (1) 被相続人の同一性を証する情報

相続登記を申請する場合、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する情報の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提出が必要とされる。

解答としては、ウ（甲山一郎の住民票の除票）が最も自然であるが、被相続人の同一性を証する情報として、下記先例（以下「本先例」という。）において①②③の3つが掲げられており、ウの他、カ（甲区分建物の甲区1番の登記済証）で解答した場合も正解と解される。

■関連先例■ 一被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合  
における相続による所有権の移転の登記の可否について

□ 相続による所有権の移転の登記の申請において、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する情報の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提出が必要であるところ、当該情報として、①住民票の写し（ただし、本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。）、②戸籍の附票の写し（ただし、登記記録上の住所が記載されているものに限る。）又は③所有権に関する被相続人名義の登記済証の提供があれば、不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ、当該申請に係る登記をすることができる（平成29年3月23日法務省民二第175号民事局民事第二課長通知）。

## (2) 本年度 午後択一式 第13問

本年度の午後択一式第13問においても、本先例を反映した出題がなされており、被相続人の同一性を証する情報に対する出題者の強い意識がうかがえる。

第13問 次のアからオまでの情報のうち、相続又は合併を登記原因とする所有権の移転の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報とはなり得ないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- |   |                                       |             |
|---|---------------------------------------|-------------|
| ア | <u>所有権に関する被相続人名義の登記済証</u>             | <u>なり得る</u> |
| イ | <u>被相続人の戸籍の附票の写し</u>                  | <u>なり得る</u> |
| ウ | 検認がされていない自筆証書による遺言書                   | なり得ない       |
| エ | 相続人の欠格事由に該当する相続人が作成した当該欠格事由が存在する旨の証明書 | なり得る        |
| オ | 新設合併の当事者である会社が作成した新設合併契約書             | なり得ない       |

**(3) 本問で「被相続人の同一性を証する情報」の提供がなくても良いと考えられるか**

所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と同一である場合は、被相続人の同一性を証する情報の提出は不要とされるところ、本問では、被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なるのか、同一であるかが明示されていないため、判断不明として、「ウ」は記載しなくても良いとの考え方も成り立ちうる。

**(4) 出題者の意図**

一般によく言われるように、特に記述式問題においては、出題者の意図を汲み取ることが重要である。

択一式において本先例を出題し、かつ、【添付情報一覧】にも被相続人の同一性を証する情報となり得るものを掲げていることからすれば、被相続人の同一性を証する情報を解答してほしいというのが出題者の意図であったと考えるのが自然であるように思われる。

**(5) まとめ**

上記(4)に記載のとおり、出題者の意図を推測し、被相続人の同一性を証する情報の解答を要するとの考え方を本筋としつつ、上記(3)に記載のとおり、問題の客観的形式的側面から判断不明との考え方を導くこともできる。

いずれにせよ、ここで合否が割れるような論点ではなく、大きな影響はないと考えられるが、今後は受験生がより明確な判断をなしうるように、被相続人の最後の住所や本籍を明示する等、何らかの配慮を施していただきたいところである。

## 第2欄(2) 相続の登記

計4.0点

登記の目的	甲山友子持分全部移転					0.5	
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付	平成30年2月12日相続					0.5
	上記以外の 申請事項等	相続人(被相続人 甲山友子) 持分2分の1 甲山大介					0.5
添付情報	イ(甲山友子の法定相続人を特定できる戸籍謄本等)					0.5	
	エ(甲山友子の住民票の除票) <span style="border: 1px solid black;">論点1</span>					0.5	
	オ(甲山大介の住民票の写し)					0.5	
登録免許税額 <span style="border: 1px solid black;">論点2</span>	建物	金9,000円	敷地権	金9,480円	合計	金1万8,400円	1.0★1

★1 1枠誤りごとに-0.5点(減点の結果0.0点となった場合はそれ以上の減点はしない)

論点1 「被相続人の同一性を証する情報」として提供する。

その【検討】課題については、第2欄(1)と同様である。

論点2 甲区分建物の課税価格 450万円 → 225万円

乙土地の敷地権価格 384万円(3200万円×600分の72) → 192万円

丙土地の敷地権価格 180万円(1500万円×600分の72) → 90万円

甲区分建物に係る登録免許税 9,000円

乙土地敷地権に係る登録免許税 7,680円

丙土地敷地権に係る登録免許税 1,800円(税率1000分の2)

## 【検討】 一人っ子相続

本問の相続関係については、下記先例を意識した出題であったと考えられる。

ただし、本問では、「遺産分割の協議を行ったことはない」〔平成31年1月18日聴取内容〕とされているので、法定相続によることとなり、次の2件の相続登記を申請する。

1 件目 父の所有権を母（2分の1）と大介（2分の1）に移転

2 件目 母の持分を大介（2分の1）に移転

数次相続は昨年度に引き続き2年連続の出題である。さらに、本年度の相続関係は昨年度の相続関係よりも判断が容易であったと考えられる。よって、相続登記を1件で申請する等の判断誤りは、残念ながら大きな痛手の一つとなりうる。

## ■関連先例■ 一父死亡後、母も死亡し、一人っ子である場合一

- 被相続人Aの相続人が配偶者B及び子Cの2人であり、Aの死亡後にBも死亡しその相続人がCのみである場合において、BとCの間でCが単独でAの遺産を取得する旨のAの遺産の分割の協議が行われた後にBが死亡したときは、遺産の分割の協議は要式行為ではないことから、Bの生前にBとCの間で遺産分割協議書が作成されていなくとも当該協議は有効であり、また、Cは当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記してCがBの死後に作成した遺産分割協議証明書（別紙）は、登記原因証明情報としての適格性を有し、これがCの印鑑証明書とともに提供されたときは、AからCへの相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる（平成28年3月2日法務省民二第154号民事局民事第二課長通知）。

別紙

## 遺産分割協議証明書

平成20年11月12日〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号Aの死亡によって開始した相続における共同相続人B及びCが平成23年5月10日に行った遺産分割協議の結果、〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号Cが被相続人の遺産に属する後記物件を単独取得したことを証明する。

平成27年1月1日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

(Aの相続人兼Aの相続人Bの相続人)

C 印

不動産の表示（略）

## 第2欄(3) 抵当権抹消の登記

計5.0点

登記の目的		1 番抵当権抹消				0.5		
申請 事項 等	登記原因 及びその日付	平成24年8月13日弁済				0.5		
	上記以外の 申請事項等	権利者 甲山大介 義務者 株式会社ひだまり銀行				0.5		
		登記済証を提供することができない理由 紛失 <span style="border: 1px solid black;">論点1</span>				1.0		
添付情報		ケ (株式会社ひだまり銀行の印鑑に関する証明書) <span style="border: 1px solid black;">論点2</span>				1.0		
		シ (解除証書)				0.5		
		ソ (株式会社ひだまり銀行の会社法人等番号)				0.5		
登録免許税額		建物	なし	敷地権	なし	合計	金2,000円	0.5★1

★1 3 枠完登で0.5点

論点1

(1) 前半の表現は、次のいずれも減点はされないものと考えられる。

「登記済証を提供することができない理由」

「登記識別情報を提供することができない理由」

「登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由」

(2) 後半の表現は、次のいずれも減点はされないものと考えられる。

「紛失」

「失念」

「紛失又は失念」

※ ただし、「失効」等、趣旨が異なる表現は不可。

(3) 前半の表現と後半の表現を組合せた次のような表現も、内容があていば可。

「紛失のため登記済証を提供することができない」

論点2

登記識別情報を提供することができないため、印鑑証明書の提供を要することになる。



**【検討】 抵当権抹消の登記について****(1) 団体信用生命保険（団信）**

本件マンションの甲区1番の所有権保存の登記と連件で登記されている乙区1番の抵当権設定の登記は、住宅ローンであると推測することができる。

そして、住宅ローンには、通常、団体信用生命保険（団信）が付されている。これは、住宅ローンの返済中に万が一のことがあった場合、保険金により残りの住宅ローンが弁済される保障制度である。

本問では、甲山一郎の死亡後の弁済（平成24年8月13日弁済）となっているため、上記の団信制度によるものと推測することができる。

**(2) 抵当権抹消登記の必要書類**

(1)の抵当権抹消登記の必要書類として、株式会社ひだまり銀行から相続人に対して、以下の書類が交付されていたと考えられる。

- |          |
|----------|
| 1 解除証書   |
| 2 委任状    |
| 3 登記済証 等 |

ところが、相続人が上記必要書類を紛失してしまったため、株式会社ひだまり銀行に再発行を依頼したという事実関係である。

この場合、1と2の再発行は可能であるが、3の再発行は不能であるため、事前通知制度によることになったという経緯である。

**(3) 抵当権者の印鑑に関する証明書**

抵当権登記名義人が、登記識別情報を提供することなく登記義務者となる登記を申請する場合であるため、抵当権登記名義人株式会社ひだまり銀行の印鑑に関する証明書の提供を要する。

**【検討】 1件目から3件目までの申請順序について****(1) 申請順序**

次の【事実関係に関する補足】7の指示により、1件目（平成24年7月21日相続）、2件目（平成30年2月12日相続）、3件目（平成24年8月13日弁済）の順序で申請する。

**【事実関係に関する補足】**

- 7 司法書士法務律子が平成31年1月25日に行った登記の申請において、複数の登記の申請があり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請するものとする。
- 8 司法書士法務律子が平成31年4月5日に行った登記の申請において、複数の登記の申請があり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、登記原因の日付の古い順に登記を申請するものとする。

**(2) 1件目（相続）、2件目（弁済）、3件目（相続）の申請順序はどうか**

この申請順序で解答した受験生が、思いのほか、多数に及んでいるようである。しかし、次の①～③の理由により、誤りと言わざるを得ない。

- ① 権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請という問題の指示にそぐわない。
- ② 別紙2「解除証書」に「当欄には、抵当権設定者の住所及び氏名又は名称が記されているものとする。」という宛名欄があるが、解除証書は平成31年1月17日に作成されているため、当該宛名欄には、平成31年1月17日時点における所有者（甲山大介）が記載されているものと考えられる。この解除証書を提供して抵当権抹消登記を2件目で申請した場合、その時点における登記名義人（甲山友子と甲山大介）との間に齟齬が生じる。
- ③ 実際に実務に携わっている司法書士に本件の申請順序をたずねれば、100人中おそらくほぼ100人全員が、相続→相続→抹消と答えるであろう。試験問題を作成しているのも実務家であるが、実務的な感覚からすると、相続→抹消→相続と、あえて抹消登記を中に入れて相続登記を前と後に切り離すのは、不自然な申請順序である。

**(3) 部分点の可能性**

1 件目（平成 24 年 7 月 21 日相続）、2 件目（平成 24 年 8 月 13 日弁済）、3 件目（平成 30 年 2 月 12 日相続）の順で申請することが理論的に不能かという点、理論的には可能である。例えば、甲山友子の生前に抹消書類受領後ただちに登記の申請を行っていれば、上記の順序になるのである。

理論的に不能な登記の申請順序で解答した場合は部分点を受けられる可能性は低いと考えられるが、①上記申請順序の誤りは理論的には可能な申請順序であること、②上記申請順序で申請した受験生が多数に及ぶこと、等に鑑みると、部分点を受けられる可能性があると考えられる。

**(4) 登記請求権という観点からの考察**

例えば、以下のように相続登記がすべて完了した後に、1番抵当権の設定契約が「錯誤」に基づくものであったとした場合、その「錯誤」という抵当権消滅原因は甲山友子と甲山大介が所有権を相続する以前に発生していたものであるので、先に相続登記を経由している場合、現在の所有権登記名義人が登記権利者となって1番抵当権の抹消登記を申請することはできないという考え方になるであろう。答えはNOである。

なぜならば、現に無効な抵当権の登記が存在する以上、現在の所有権登記名義人は所有権に基づく「物権的登記請求権」としての抵当権抹消登記請求権を有するからであり、この場合、その抵当権の消滅原因が自らが所有者となる前に発生していたものであるか自らが所有者となった後に発生したものであるかは関係がない。

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成5年6月10日 第27566号	原因 平成5年6月10日売買 所有者 名古屋市北区桜島二丁目7番12号 甲山一郎
2	所有権移転	【省略】	原因 平成24年7月21日相続 共有者 名古屋市北区桜島二丁目7番12号 持分2分の1 甲山友子 名古屋市西区野田一丁目5番3号 2分の1 甲山大介
3	甲山友子持分全部 移転	【省略】	原因 平成30年2月12日相続 所有者 名古屋市西区野田一丁目5番3号 持分2分の1 甲山大介

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成5年6月10日 第27567号	原因 平成5年6月10日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,000万円 利息 年4・5% (年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 名古屋市北区桜島二丁目7番12号 甲山一郎 抵当権者 東京都豊島区池田二丁目1番7号 株式会社ひだまり銀行

では次に、以下のように相続登記が未了の状態で「平成24年8月13日弁済」を登記原因として亡甲山一郎の相続人甲山友子及び甲山大介を登記権利者として法62条(一般承継人による申請)の方式により1番抵当権の抹消登記を申請することはできるであろうか。答えはNOである。

なぜならば、甲山一郎が1番抵当権の抹消登記請求権を有しているのであれば、その相続人が当該登記請求権を承継することにより法62条(一般承継人による申請)の方式により申請することができるのであるが、甲山一郎はそもそも1番抵当権の抹消登記請求権を有していないため、その相続人がこれを承継することにより法62条(一般承継人による申請)の方式により申請するという理屈が成り立たないからである。

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成5年6月10日 第27566号	原因 平成5年6月10日売買 所有者 名古屋市北区桜島二丁目7番12号 甲山一郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成5年6月10日 第27567号	原因 平成5年6月10日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,000万円 利息 年4・5% (年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 名古屋市北区桜島二丁目7番12号 甲山一郎 抵当権者 東京都豊島区池田二丁目1番7号 株式会社ひだまり銀行

## 第3欄

計2.0点

(要否) 不要	(理由) <u>敷地権付区分建物についての所有権又は担保権に関する登記は、敷地権である旨の登記をした土地の敷地権についてされた登記としての効力も有するため。</u>	2.0★1
------------	---	-------

★1 左右完登で2.0点

表現方法はいろいろあるとして、下線部の内容が書けていれば、大きく減点されることはないものと考えられる。

## 第4欄(1) 登記名義人住所変更の登記

計3.0点

登記の目的		2番根抵当権登記名義人住所変更 <b>論点1</b>				0.5	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年9月3日 本店移転				0.5	
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 ※問題文の指示振りから「変更後の事項」の文言はなくても可 本店 名古屋市中区神戸三丁目1番地 申請人 株式会社つぼみ銀行				0.5	
添付情報		テ (株式会社つぼみ銀行の会社法人等番号) <b>論点2</b>				0.5	
登録免許税額	建物	なし	敷地権	なし	合計	金2,000円	0.5★1

★1 3枠完登で0.5点

**論点1** 後件の根抵当権変更の登記の前提として、根抵当権登記名義人住所変更の登記を申請する。

「2番根抵当権登記名義人本店変更」「2番登記名義人住所変更」「2番登記名義人本店変更」等はいずれも減点されないものと考えられる。

**論点2** 登記原因証明情報の意味も兼ねている。

**【検討】** 判断しやすい名変登記であったと思う。  
できれば本欄は、ミスなく点数をかせぎたいところであった。

**【検討】** 【聴取内容(平成31年3月22日)】6から、株式移転の事実関係がわかるが、これによって不動産の物権変動に影響はない。

## 第4欄(2) 根抵当権変更の登記

計4.5点

登記の目的		2番根抵当権変更					0.5	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成31年3月18日変更					0.5	
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 ※問題文の指示振りから「変更後の事項」の文言はなくても可 極度額 金2,000万円 権利者 株式会社つばみ銀行 義務者 甲山大介					0.5	
添付情報		キ (平成31年1月25日付け申請により通知される登記識別情報)					0.5	
		ク (甲山大介の印鑑に関する証明書)					0.5	
		ス (根抵当権変更契約証書)					0.5	
		テ (株式会社つばみ銀行の会社法人等番号)					0.5	
登録免許税額		建物	なし	敷地権	なし	合計	金2万円	0.5★1

★1 3枠完登で0.5点

**【検討】** 通常、本試験問題における根抵当権変更の登記であれば、民法第398条の5所定の利害関係を有する者の承諾や会社法第356条所定の株主総会の承認等が論点として盛り込まれることが多いのであるが、本欄は特にそのような論点がなく、単純に根抵当権の極度額の増額による変更だけが内容となっていた。

前欄と同様に、本欄も、ミスなく点数をかせぎたいところであった。



## 第4欄(3) 所有権移転の登記

計7.5点

登記の目的		所有権移転					0.5	
申請 事項 等	登記原因 及びその日付	平成31年4月5日売買 <b>論点1</b>					1.0	
	上記以外の 申請事項等	権利者 有限会社KM設計 義務者 甲山大介					0.5	
添付情報		キ (平成31年1月25日付け申請により通知される登記識別情報)					0.5	
		ク (甲山大介の印鑑に関する証明書)					0.5	
		ソ (売買の事実を証するもの) <b>論点2</b>					1.0	
		タ (有限会社KM設計のもの) <b>論点3</b> <b>論点4</b>					2.0	
		ナ (有限会社KM設計の会社法人等番号)					0.5	
登録免許税額 <b>論点5</b>		建物	金9万円	敷地権	金9万 4,800円	合計	金18万 4,800円	1.0★1

★1 1 枠誤りごとに-0.5点 (減点の結果0.0点となった場合はそれ以上の減点はしない)

**論点1** 所有権移転時期の特約にしたがい、代金完済日である平成31年4月5日に所有権が移転する。

**論点2** 別紙6「売買契約書」からは、代金支払いの事実が判明しないため、登記原因証明情報としての適格性を欠く。よって、別途、報告式の登記原因証明情報を作成する等の必要がある。

**論点3** 敷地権に賃借権が含まれているが、譲渡転貸できる旨の特約が登記されているため、賃貸人の承諾証明情報の提供は不要である。

**論点4** 有限会社と当社取締役との間の売買契約であるため、利益相反取引に該当し、会社法第356条所定の株主総会による承認を要する。

**論点5** 甲区分建物の課税価格 450万円  
乙土地の敷地権価格 384万円 (3200万円×600分の72)  
丙土地の敷地権価格 180万円 (1500万円×600分の72)  
甲区分建物に係る登録免許税 9万円  
乙土地敷地権に係る登録免許税 7万6,800円  
丙土地敷地権に係る登録免許税 1万8,000円 (税率1000分の10)

## 第4欄(4)

計1.0点

登記の目的		登記不要					1.0
申請事項等	登記原因及びその日付						
	上記以外の申請事項等						
添付情報							
登録免許税額	建物		敷地権		合計		

**【検討】** 第4欄は合計で4枠設けられていたので、4件目が登記不要でよいのか不安に感じた受験生も多かったと思うが、4枠設けられていた理由は、株式移転により不動産の物権変動が生じると判断し合計で4件の登記申請が必要になると判断した場合を想定したためと思われる。

**第37問 商業登記法 記述式****第1欄 【登記の事由】**

計1.0点

(計1.0点から右欄の配点を減点していき、0.0点となった場合はそれ以上減点しない。)

株式の分割	0.5★1
発行可能株式総数の変更	
吸収合併による変更	0.5
取締役及び代表取締役の変更	0.5

★1 枠内完登で0.5点

**第1欄 【登録免許税の額】**

計1.0点

金21万円	1.0
-------	-----

吸収合併による変更分  $1 \text{億円} \times 1.5 / 1000 = \text{金} 15 \text{万円}$ 

役員変更分 金 3万円

その他変更分 金 3万円

**第3欄 【登記の事由】**

計1.0点

(計1.0点から右欄の配点を減点していき、0.0点となった場合はそれ以上減点しない。)

取締役、代表取締役、監査役及び会計監査人の変更	0.5
監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め of 廃止	0.5
会計監査人設置会社の定め of 設定	0.5

**第3欄 【登録免許税の額】**

計0.5点

金6万円	0.5
------	-----

役員変更分 金 3万円

その他変更分 金 3万円

## 第2欄 【株主の氏名又は名称】

計2.0点

A, B, C	※「スター株式会社につきABC, ムーン株式会社につきHI」のように	2.0★1
H, I	各社ごとに記載している場合も減点されることはないと考えられる。	

★1 枠内完答で2.0点

## 【検討】

第1欄で解答する登記の申請書に添付した株主リストに記載すべき株主の氏名又は名称を解答することが求められており、記載する株主の人数は、法令が定める最小限の範囲とすることとされている。

次のいずれか少ない方に記載することになるが、本問では②によることになる。

- ① 議決権の数が上位10名の株主
- ② 議決権の数が多い順に加算し、議決権の数が3分の2に達するまでの株主

スター株式会社については、株主A, B, C (600個/850個) を記載することになる。

A	200株
B	200株
C	200株
D	150株
ムーン株式会社 (相互保有株式)	150株
E	100株

ムーン株式会社については、株主H, I (70個/95個) を記載することになる。

H	35株
I	35株
スター株式会社	25株
ムーン株式会社 (自己株式)	5株

## ■関連知識■

□ 吸収合併の場合には、吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の双方について登記の申請がされ、かつ、双方の会社についての株主リストの添付が必要となる。

そして、吸収合併消滅会社の株主リストについては、その添付が必要となる株主総会が吸収合併消滅会社において行われていることから、吸収合併消滅会社の代表者が作成することも考えられる。しかし、登記申請時には、吸収合併消滅会社の法人格は消滅しているため、吸収合併消滅会社の解散の登記の申請は、吸収合併存続会社の代表者が、消滅会社を代表することとされている。

そこで、株主リストの作成についても、登記の申請人である吸収合併存続会社の代表者が作成することとするのが相当であると考えられる。このように考えることは、吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の権利義務を包括的に承継していることとも整合的であると考えられる。

(以上 登記研究 832号)

## 第1欄 【登記すべき事項】

計9.5点

平成30年12月31日変更 発行済株式の総数 2,000株	1.0★1
平成30年12月31日変更 発行可能株式総数 8,000株	
平成31年1月1日変更 発行済株式の総数 2,210株 資本金の額 金5億円	2.0★2
平成30年12月20日代表取締役である取締役A死亡	2.0★2
平成30年12月25日就任 さいたま市浦和区戊町1番地 代表取締役 B	2.0★2
平成31年1月1日取締役H就任	2.0★2
平成31年1月1日東京都品川区丙町1番地ムーン株式会社を合併	0.5

★1 枠内完答で1.0点

★2 枠内完答で2.0点

※ 日付について「同日」と記載するのは差し支えない。

### 【検討】 株式分割と発行可能株式総数の変更

平成30年11月13日開催のスター株式会社の取締役会において、株式分割と発行可能株式総数の変更が決議されている。下記【図表】のとおり、会社法第184条第2項の規定により、取締役会の決議により発行可能株式総数の変更（定款の変更）をすることが可能であり、適法である。

【図表】 株式分割における発行可能株式総数の変更

特則	株式分割をするときは、 <u>株主総会の決議によらないで、取締役の決定</u> （取締役会設置会社にあつては <u>取締役会の決議</u> ）により、効力発生日における <u>発行可能株式総数</u> をその日の前日の発行可能株式総数に <u>分割の割合を乗じて得た数の範囲内で増加する定款の変更</u> をすることができる（会184Ⅱ）。（注1）
例外	次の場合は、当該定款の変更には、原則どおり、 <u>株主総会の特別決議</u> を要する。 ① <u>現に二以上の種類の株式を発行している場合</u> （会184Ⅱかっこ書） ② <u>分割の割合を乗じて得た数の範囲を超えて増加する場合</u> （会184Ⅱ）

（注1） 会社法184条2項は発行可能種類株式総数については適用されないので、株主総会の決議によらないで、発行可能種類株式総数を増加させることはできない。

**【検討】 役員の変更****(1) 取締役Hの選任について**

平成30年11月20日開催のスター株式会社の臨時株主総会において、議決権850個（相互保有株式150株について議決権なし）のうち、650個（A200個、B200個、D150個、E100個）の出席があったところ、第3号議案（取締役選任の件）につき、Dは退席し、議決権を行使しなかった。

しかし、Dの退席後も、議決権の過半数の出席が認められ、定足数は満たされている。

**(2) 代表取締役たる取締役Aの死亡について**

【聴取記録（平成31年1月4日）】12より、平成30年12月20日に、Aが死亡したことがわかる。

「平成30年12月20日代表取締役である取締役A死亡」が解答例であるが、代表取締役の退任事由についても「資格喪失による退任」ではなく「死亡」とする点がポイントである。

**(3) 代表取締役Bの選定について**

取締役ABF3名のうち、代表取締役であるAが死亡しているが、残り2名の取締役BFが取締役会を開催し、そのうちBを代表取締役に選定して、代表取締役の就任による変更の登記を申請することは可能である。

**■関連先例■**

- 取締役3名の取締役会設置会社の代表取締役が死亡した場合において、残り2名の取締役が取締役会を開催し、そのうち1名を代表取締役に選定したときは、その代表取締役の就任による変更の登記はすることができる（昭40.7.13民甲1747号）。

この代表取締役の就任の登記を失念した場合、会社を代表する取締役が存在しない結果、第1欄の登記の申請はすべてできないことになってしまう。その意味において、少し大きく減点されるかもしれない。

**【検討】 吸収合併による変更**

吸収合併消滅会社の株主であっても、その株主が「吸収合併存続会社」又は「吸収合併消滅会社」であるときは、当該株主には合併対価は交付されない（会社法第749条第3号）。

したがって、次の株主のうち、HとIに対して、合併対価が1対3の割合で交付されることとなるので、発行済株式の総数は、合計で210株増加することになる。この判断は難しく、正解できた受験生は少数派であろう。

H	35株
I	35株
スター株式会社（吸収合併存続会社）	25株
ムーン株式会社（吸収合併消滅会社）	5株

なお、「東京法務局港出張所に申請する登記の申請書」の解答が求められていたため、吸収合併消滅会社（東京法務局品川出張所管轄）に関する登記の申請書については、解答に含めずと誤りということになる。

これがもし、「東京法務局港出張所に提出する登記の申請書」ということであれば、解答欄を区切った上で、記載するのであろうか（そこまで考える必要はないかと思うが）。



## 第1欄 【添付書面の名称及び通数】

計5.0点

(計5.0点から右欄の配点を減点していき、0.0点となった場合はそれ以上減点しない。)

1	株主総会議事録	1通	1.0★1
	株主の氏名又は名称、住所及び議決権数を証する書面（株主リスト）	1通	
	吸収合併消滅会社の株主総会議事録	1通	
	吸収合併消滅会社の株主の氏名又は名称、住所及び議決権数を証する書面（株主リスト）	1通	
2	取締役会議事録	2通	0.5
	吸収合併契約書	1通	
	公告及び催告したことを証する書面 異議を述べた債権者はいない	2通	
	吸収合併消滅会社の公告及び催告したことを証する書面 異議を述べた債権者はいない	2通	
3	資本金の額が会社法第445条第5項の規定に従って計上されたことを証する書面	1通	0.5
4	登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書	1通	0.5
5	吸収合併消滅会社の登記事項証明書	1通	0.5
6	死亡を証する書面	1通	0.5
7	取締役Hの就任承諾を証する書面	1通	0.5
7	代表取締役Bの就任承諾を証する書面 取締役会議事録の記載を援用する		0.5
	印鑑証明書	2通	0.5
	本人確認証明書	1通	0.5
	委任状	1通	0.5

★1 枠内完答で1.0点

## ● 減点されないと考えられる解答

- 1 まとめて「株主総会議事録 2通, 株主リスト 2通」
- 2 まとめて「公告及び催告をしたことを証する書面 4通」
- 3 条文番号を記載せず「資本金の額の計上に関する証明書」等の表現
- 4 条文番号を記載せず「登録免許税法施行規則に関する証明書」等の表現
- 5 単に「登記事項証明書」
- 6 「死亡届」「法定相続情報一覧図の写し」等の表現
- 7 「就任承諾書」等の表現

## ● 減点されると考えられる解答

- 7 就任承諾を証する書面について、資格及び氏名が特定されてない解答（指示違背）

## 第3欄 【登記すべき事項】

計8.0点

平成31年3月5日取締役F辞任	2.0★1
平成31年3月28日取締役B退任	2.0★1
平成31年3月28日代表取締役B資格喪失により退任 ※単に「退任」でも可	
平成31年3月28日監査役P退任	2.0★1
平成31年3月28日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止	
平成31年3月28日就任 取締役J, 取締役K, 監査役Q	0.5★2
平成31年3月28日就任 千葉県中央区乙町1番地 代表取締役 K	0.5
平成31年3月28日就任 会計監査人 R監査法人 平成31年3月28日設定 会計監査人設置会社	1.0★3

★1 枠内完登で2.0点

★2 枠内完登で0.5点

★3 枠内完登で1.0点

※ 日付について「同日」と記載するのは差し支えない。

【検討】 役員の変更

(1) 取締役F

【聴取記録（平成31年4月3日）】2から、取締役Fについて、平成31年3月1日に、補助開始の審判が確定し、同月5日、スター株式会社は、同人から辞任届の提出を受けたことがわかる。

補助開始の審判が確定したことは取締役の欠格事由には該当しないので、平成31年3月5日辞任を原因とする取締役Fの退任の登記を申請する。

【図表】 取締役・監査役・会計参与の資格

	取締役	監査役	会計参与
法令による制限	① 法人 ② 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 ③ 会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法・民事再生法・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律・会社更生法・破産法上の一定の罪を犯し、刑に処せられた者 ④ ③以外の法令の規定に違反し、刑に処せられた者 (会 331 I, 335 I)		公認会計士（外国公認会計士を含む。）・監査法人・税理士・税理士法人でなければならない（会 333 I）。

(2) 代表取締役である取締役B

平成30年11月20日開催のスター株式会社の臨時株主総会において、事業年度を「1月31日まで」と変更している。

定款を変更して事業年度を変更した場合、当該変更決議時に在任する役員の任期についても、定款の会社内部における最高規則性に鑑み、変更後の定款規定が適用される（昭35.8.16民四146号）。

よって、代表取締役である取締役Bは、平成31年3月28日退任することになる。

選任後2年 平成29年11月15日重任 → 平成31年11月15日 → 平成31年1月31日 → 平成31年3月28日	その中の最終事業年度	当該事業年度に係る定時総会
--	------------	---------------

(3) 監査役P

平成31年3月28日開催のスター株式会社の定時株主総会において、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止している。

これにより、監査役Pは退任する。

**(4) 会計監査人R監査法人**

平成31年3月28日開催のスター株式会社の定時株主総会において、会計監査人設置会社の定めの設定及び会計監査人の選任の決議をしているので、その旨の登記を申請する。

会計監査人が法人であるときは、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除き「法人の登記事項証明書」の提供を要するが、本問では、スター株式会社とR監査法人の管轄登記所が同一（いずれも東京法務局港出張所）であるため、登記事項証明書の提供を要しない。

## 第3欄 【添付書面の名称及び通数】

計5.0点

(計5.0点から右欄の配点を減点していき、0.0点となった場合はそれ以上減点しない。)

1	定款1通 ※取締役Bが平成31年3月28日に退任するが、定時株主総会議事録に退任の旨や事業年度の記載がないため	1通	1.0
	株主総会議事録	1通	0.5★1
	株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)	1通	
	取締役会議事録	1通	0.5
2	辞任届	1通	0.5
3	取締役Jの就任承諾を証する書面	1通	0.5
3	取締役Kの就任承諾を証する書面	1通	0.5
3	代表取締役Kの就任承諾を証する書面 取締役会議事録の記載を援用する		0.5
3	監査役Qの就任承諾を証する書面	1通	0.5
3	会計監査人R監査法人の就任承諾を証する書面	1通	0.5
	印鑑証明書	4通	0.5
	委任状	1通	0.5

★1 枠内完答で0.5点

## ● 減点されないと考えられる解答

- 1 定款1通に代えて「株主総会議事録 1通」(ただし株主リストが添付されている場合は不可)  
ただし、本問では、当該事業年度の変更に係る株主総会議事録は、先の実事関係において提示されている書面であるため、「定款 1通」との解答の方が望ましい。

## ■ 関連知識 ■

□ 定款の変更の効力発生時に役員等の任期が満了する場合や役員等の任期を短縮する定款の変更により、当該役員等の任期が満了する場合についても、当該役員等の退任の決議をしている訳ではない。したがって、これらの場合における役員等の退任の登記において、定款の変更を決議した株主総会の議事録は、役員等の退任を証する書面となるものの、株主リストを添付する必要はないものと考えられる。(登記研究832号)。

- 2 「辞任を証する書面」等の表現  
3 「就任承諾書」等の表現  
まとめて「取締役J、取締役K、監査役Q、会計監査人R監査法人の就任承諾書 4通」

## ● 減点されると考えられる解答

- 3 就任承諾を証する書面について、資格及び氏名が特定されてない解答(指示違背)

## 第4欄 【理由】

計2.0点

平成31年3月28日開催の定時株主総会で、 <u>大会社になったため、会計監査人設置及び監査役設置義務が生じるため。</u>	2.0★1
--	-------

★1 枠内完答で2.0点

次の2点が述べられていれば大きく減点されることはないものと考えらえる。

- ① 大会社には会計監査人を置かなければならない。
- ② 会計監査人設置会社は監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することができない。

## 「太郎と花子」の予想はどうであったか

赤松式記述ヤマ当て講座「太郎と花子の事件簿」の予想はどうであったか。  
以下のような論点が予想されていた。

### (1) 不動産登記法

- ・父死亡，母死亡，1人っ子の相続関係 → 後掲 不説点 1
- ・担保権の登記名義人の住所変更 → 後掲 不説点 2
- ・根抵当権の極度額の増額 → 後掲 不説点 3
- ・株式交換・株式移転は不動産登記に影響しない旨の論点 → 後掲 不説点 4

### (2) 商業登記法

- ・吸収合併・新設合併・株式交換・株式移転・吸収分割・新設分割の  
6つの組織再編の中では，吸収合併の可能性が最も高いと考え，吸収合併を出題 → 後掲 商説点 1
- ・事業年度の変更 → 後掲 商説点 2
- ・会計監査人設置会社とするためには，会計限定の定めを廃止する必要がある旨の論点 → 後掲 商説点 3

## 赤松式記述ヤマ当て講座「太郎と花子の事件簿」2019 不動産登記法 第2問

【不諭点】 被相続人甲野太郎法定相続情報一覧図の写し

被相続人 甲野太郎 法定相続情報

最後の住所

東京都新宿区新宿七丁目7番7号

最後の本籍

東京都中野区中野十丁目10番地

出生 昭和15年7月29日

死亡 平成28年4月10日

(被相続人)

甲野太郎

住所 東京都新宿区新宿七丁目7番7号

出生 昭和41年12月24日

(長男)

甲野一郎 (申出人)

住所 東京都新宿区新宿七丁目7番7号

出生 昭和18年11月15日

(妻)

甲野花子

以下余白

作成日 平成31年4月25日

作成者 東京都品川区品川六丁目6番6号

司法書士 法務太郎 印

これは、平成31年4月25日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成31年4月28日

東京法務局中野出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。 整理番号 ○○○○○○



## 赤松式記述ヤマ当て講座「太郎と花子の事件簿」2019 不動産登記法 第2問

【不問点】 被相続人甲野花子法定相続情報一覧図の写し

被相続人 甲野花子 法定相続情報

最後の住所

東京都新宿区新宿七丁目7番7号

最後の本籍

東京都中野区中野十丁目10番地

出生 昭和18年11月15日

死亡 平成31年1月28日

(被相続人)

住所 東京都新宿区新宿七丁目7番7号

甲野花子 ————— 出生 昭和41年12月24日

(長男)

甲野一郎 (申出人)

以下余白

作成日 平成31年4月25日

作成者 東京都品川区品川六丁目6番6号  
司法書士 法務太郎 印

これは、平成31年4月25日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成31年4月28日

東京法務局中野出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。 整理番号 ○○○○○○

## 赤松式記述ヤマ当て講座「太郎と花子の事件簿」2019 不動産登記法 第3問, 第1問, 第5問

## 不説点2

登記の目的	1番抵当権登記名義人住所, 名称変更	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成31年1月4日商号変更 平成31年1月4日日本店移転
	上記以外の申請事項等	商号本店 東京都中央区中央六丁目6番6号 株式会社ジャッジ信販 申請人 株式会社ジャッジ信販
添付情報	ハ	

## 不説点3

登記の目的	1番(い)共同根抵当権変更	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成31年1月31日変更
	上記以外の申請事項等	極度額 金2,000万円 権利者 B 義務者 インテリア 山本太郎
添付情報	キ, サ, ソ, ト, ハ, マ (株式会社A銀行のもの), メ, ヤ	

## 不説点4

4 X県X市X町一丁目1番1号 株式会社X商事 を完全親会社とし, Y県Y市Y町二丁目2番2号 株式会社Yクレジット を完全子会社とするため, 別紙3のとおり, 平成30年3月29日に株式交換が行われた。
--

→ 本件株式交換によって, 不動産に関する物権変動は生じないので, 登記には影響しない。

## 赤松式記述ヤマ当て講座「太郎と花子の事件簿」2019 商業登記法 第3問, 第4問

## 商論点1 【吸収合併契約書】

## 吸収合併契約書

有限会社甲山食品（以下「甲」という。）と、有限会社甲山商事（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲は、甲の商号を株式会社とする商号変更（変更後の商号 株式会社甲山商事）を前提に乙を合併して存続し、乙は解散する。

## 商論点2 【平成31年2月11日開催のゼット株式会社の定時株主総会における議事の概要】

第1号議案 計算書類承認の件（事業年度 自平成30年1月1日至平成30年12月31日）  
計算書類の承認を求めたところ、満場一致をもって承認可決された。

第2号議案 事業年度変更等の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

変更前	変更後
（事業年度） 第24条 当会社の事業年度は、 <u>毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。</u>	（事業年度） 第24条 当会社の事業年度は、 <u>毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。</u>

## 商論点3 【平成31年6月25日開催のゼット株式会社の定時株主総会における議事の概要】

第1号議案 計算書類承認の件（事業年度 自平成31年1月1日至平成31年3月31日）  
計算書類の承認を求めたところ、満場一致をもって承認可決された。

第2号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

変更前	変更後
ゼット株式会社を会計監査人設置会社及び監査役会設置会社とするために必要となる定款の一部の変更に係る内容が適法に記載されている。	

**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU19462